

# 平成 31 年度事業計画書

## 1. 基本方針

昨今のシルバー人材センターを取り巻く状況は、会員の高齢化や会員数の減少、就業のミスマッチ、さらには、就業中や就業途上での事故の発生など、多くの課題が山積している状況にある。

さらに、適正就業ガイドラインの制定に伴う業務運営の推進や、第 2 次会員 100 万人達成計画への対応など、新たな取り組みへの対応も求められている。

平成 31 年度は、会員の減少傾向に歯止めをかけるべく引き続き会員の増強に注力し、発注者の多様な要望に応じられるような体制を作っていく。また、会員の意識啓発や就業先との理解・調整を図りながら、適正就業ガイドラインを踏まえた、請負・委任と派遣・職業紹介事業の適正化を推進する。

地域のニーズに対応し、期待される役割を果たしていくため、更なる組織の強化、事業の拡大に努めていく。

## 2. シルバー人材センター事業

### (1) 就業機会提供事業

当センターは、高根沢町内の 60 歳以上の不特定多数の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供する。

#### ① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、60 歳以上の高齢者で当センターの会員である者に対し「請負・委任」契約により提供する。

#### ② 労働者派遣

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、60 歳以上の派遣労働を希望する不特定多数の高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供する。

#### ③ 有料職業紹介

(「請負・委任」「労働者派遣」により就業機会の提供できない場合)

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と職業紹介事業実施に関する協定を締結し、60 歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介する。

### (2) 就業機会確保事業

当センターは、60 歳以上の高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために、次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

当センターが不特定多数の高齢者の就業機会を提供・確保していることを広報周知し、働く意欲のある高齢者の入会促進と提供する業務募集を広報する。

ア. 対象 高根沢町内の一般町民、事業者

イ. 入会促進 会報、町広報等による会員募集。会員による1人1会員入会運動の実施。各種団体の会議でのPR活動。ホームページによる入会促進。入会説明会の開催（6回）

ウ. 業務募集 会報、ホームページによる業務募集。

② 安全・適正就業推進事業

事故の無い安全な就業の推進を図るとともに、適正就業ガイドラインに基づく就業の徹底を図るため、次の取組みを行う。

ア. 対象 60歳以上の高齢者で当センターの会員である者

イ. 安全・適正就業パトロール 年4回

ウ. 安全・適正就業会議の開催 年2回

エ. 安全・適正就業研修会の開催 随時

③ 就業開拓事業

企業、一般家庭、公共団体から高齢者に相応しい仕事の受注を確保するために次の取組みを行うことにより、就業先の拡大を図る。

ア. 対象 高根沢町内の事業者、一般家庭

イ. 開拓計画 役職員による定期訪問（事業者に対し労働者派遣事業の推進）  
会員による1人1仕事開拓運動の実施

## 2. 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

① 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年6回程度開催する。

② 総会

定時総会を6月に開催する。